

# 蜜蜂の飼育及び転飼調整に係る秋田県の方針

養蜂振興法（昭和30年8月27日法律第180号）、養蜂振興法施行規則（昭和30年10月29日農林省令第45号）、養蜂振興法の施行について（平成29年8月24日付け29生畜第581号生産局畜産部畜産振興課長通知）、改正養蜂振興法の施行に関するQ&A（平成24年11月1日付け24生畜第1581号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）、養蜂振興法の適切な運用について（令和5年11月30日付け5畜産第1926号畜産局畜産振興課長通知）に基づき、秋田県内で蜜蜂を飼育する者が遵守すべき事項及び秋田県が行う事項を次のように定める。

## 1 蜜蜂の飼育及び転飼調整に係る基本事項

秋田県内で蜜蜂を飼育する者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

### (1) 基本姿勢

養蜂業の健全な発展を図るため、蜜源の増殖に努めるとともに、その有効活用を図るため、飼育者相互の連携協調を十分図ること。

### (2) 蜂群間距離

蜂群間の距離については、腐蛆病等の予防対策及び蜂群の適正配置の観点から概ね2 km以上離すこと。ただし、当事者間で合意した場合は、その限りでない。

### (3) 蜂群の意義及び蜂群の設置場所に係る土地貸与承諾

1) 秋田県に提出する書類に記載する蜂群数は養成群を含めて1群1箱とする。ただし、継箱は1段までとする。

2) 自己所有地以外で蜜蜂を飼育する場合は、その土地の所有者の承諾を得ること。

### (4) 蜜蜂飼育届及び変更届

1) 養蜂振興法（以下、「法」という。）第3条第1項、第3項の規定による飼育届（変更届）の様式は、様式第1号によるものとする。

2) なお、この飼育届（変更届）は秋田県に対する情報提供であり、届出した場合にあっては、転飼予定地域の養蜂業者等との合意形成が無い限り、飼育届（変更届）に記載した蜂群を配置できるものではないことに留意する。

### (5) 県外からの転飼及び県内における転飼

1) 秋田県外から秋田県内に転飼する場合、又は秋田県内で転飼する場合は、次の点に留意し、転飼予定地域の養蜂業者と事前に十分協議を尽くして合意形成を図り、トラブル防止に努めること。

ア 蜜源に対し、蜂群数が著しく過剰にならないようにすること。

イ 近隣の蜜蜂飼育者から調整の申し出がある場合は、近隣の蜜蜂飼育者の集まり、養蜂組合等の集まりにおいて十分に議論を尽くすこと。

ウ 秋田県の養蜂振興に悪影響を及ぼさないこと。

2) 法第4条第1項の規定による許可を申請する者は、様式第2号（許可申請書）に、様式第3号の土地貸与承諾書及びその場所付近の見取図を添えて提出するものとする。

3) 許可申請書の提出にあたっては、法に基づき、蜂群の配置を適正にする必要があることから、秋田県内で転飼する場合は、その全ての状況がわかるものを書面として添付するものとする。

### (6) 危被害等の防止

1) 巣箱は、住宅、学校、公園、公民館その他人が常時出入りし、通行し、又は集合する場所から、人に危害を及ぼさない距離を保って置くこと。

2) 蜜蜂による糞公害の防止に努めること。

## (7) 飼育上の留意事項

- 1) 巣箱内の点検を毎週1回以上行い、予測しない分蜂を防止するため必要な措置を講じること。
- 2) 巣箱の移動、巣内の点検又は採蜜の際には、燻煙器の使用等により蜜蜂の活動能力を弱めること。

## 2 転飼調整会議及び転飼許可について

秋田県は、1に掲げる基本事項に則り、転飼許可に係る調整を行うなど、秋田県内における適正な蜂群配置を図るものとする。

### (1) 転飼調整会議の開催及び調整委員の役目

- 1) 秋田県の各地域振興局農林部長（以下、「農林部長」という。）は、法4条1項に基づく秋田県外からの転飼に係る許可（以下、「許可」という。）に先立ち、1の（5）の3）の転飼許可申請書及び1の（4）の1）の蜜蜂飼育届に記載されている飼育計画を対象に、地区内の調整を円滑に行うため、地区転飼調整委員及び関係者等を参集して地区転飼調整会議を開催するものとする。
- 2) 農林部長は、地区内の事前調整を円滑に行うため、関係養蜂業者及び養蜂団体の長等適当と認められる者を地区転飼調整委員として任命することができるものとする。
- 3) 地区転飼調整会議において地区転飼調整委員は、地区内の蜜源分布状況並びに蜜蜂の飼育状況等を勘案し、地区内の飼育業者と県内外の転飼業者との調整が適切に図られるよう助言を行うものとする。

### (2) 転飼許可及び許可後の措置

- 1) 農林部長は、地区転飼調整会議の調整結果について協議し、可否を決定するものとする。  
なお、各々の地域振興局管内を超える広域的な事案については、秋田県農林水産部畜産振興課長（以下、「畜産振興課長」という。）と協議のうえ、可否を決定するものとする。  
この場合、畜産振興課長は必要に応じ、調整対象地域の関係者及び学識経験者等を参集して広域転飼調整会議等を開催することができるものとする。
- 2) 第4条第1項の規定による許可にあたっては、秋田県の養蜂の健全な発展を図るため、秋田県外から秋田県内に移動する一次的な転飼のほか、二次的な秋田県内での転飼において、次のいずれかに該当すると認められた場合は、許可を与えないものとする。  
ア 蜜源に対し、蜂群数が著しく過剰になると認められるとき。  
イ 本県の養蜂振興に悪影響を及ぼす恐れがあると認められるとき。
- 3) 農林部長は、許可を行った者に対し、転飼終了後20日以内に、様式第4号により転飼成績の報告を求めるものとする。
- 4) 農林部長は、許可条件に違反した者に対しては、速やかに是正することを勧告し、勧告に従わない場合は、法的措置を講じるものとする。  
また、翌年も申請があった場合は、1の（5）の1）のウにより、本県の養蜂振興に悪影響を及ぼしたものとして許可は与えないものとする。
- 5) 天変地異等不可抗力によりやむを得ず許可を得た内容に変更を生じた場合は、農林部長に速やかに届け出をし、その指示に従うものとする。

最終改正：令和5年12月8日

(様式第1号)

## 蜜蜂飼育届・飼育変更届

年 月 日

秋田県知事

現住所

電話番号<sup>\*1</sup>

氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定に基づき、下記のとおり（蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届）を提出します。

### 記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
	(うち日本蜜蜂 )

2 年蜜蜂飼育計画<sup>\*2</sup>

飼育場所 <sup>*3</sup>	飼育予定 最大計画 蜂群数	飼 育 期 間	備 考
	(うち日本蜜蜂 )	1月1日から 月 日まで	
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで	
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から12月31日まで	

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：都道府県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：都道府県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
  - ・法令に基づく場合
  - ・都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

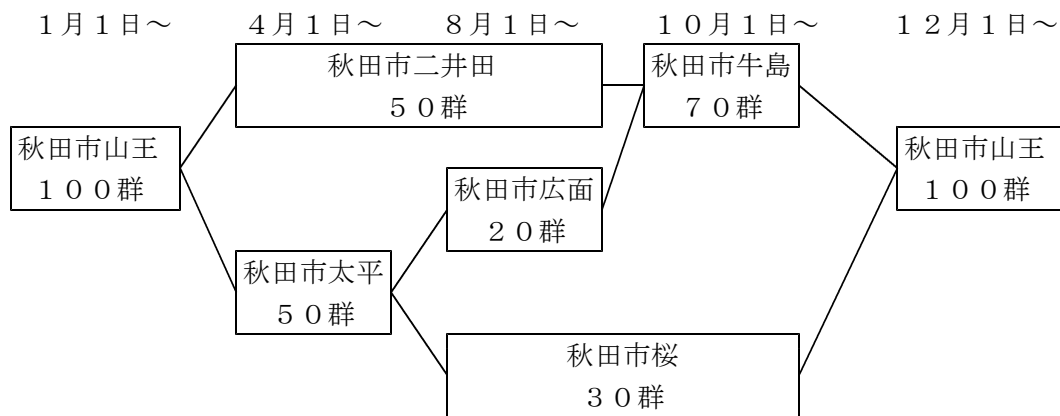
- 備考 (1) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。(※1)
- (2) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。(※2)
- (3) 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度)を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。(※3)
- (4) 別添を参考に転飼フロー図、位置図(概略図で可)を添付すること。

**【提出に当たっての留意事項】**

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、都道府県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

(別添) 転飼フロー図

(作成例)



## 蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

秋田県知事

現住所  
通信連絡場所  
電話番号<sup>※1</sup>  
氏名又は名称及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定に基づき申請します。

### 記

転飼しようとする場所 <sup>※2</sup>	左の土地所有者住所氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養者住所氏名
		[うち 日本蜜蜂]	月 日から 月 日まで	
		[うち 日本蜜蜂]	月 日から 月 日まで	
		[うち 日本蜜蜂]	月 日から 月 日まで	

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：都道府県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：都道府県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
  - ・法令に基づく場合
  - ・都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考（1）電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。（※1）

(2) 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。(※2)

## 土地貸与承諾書

年 月 日

管理者 現住所  
電話番号<sup>※1</sup>  
氏名又は名称及び代表者氏名 印

養蜂振興法第4条第1項の規定により転飼許可を得た場合は、次のとおり私の管理に係る土地を貸与することを承諾します。

### 記

貸与予定の土地の所在地 <small>※2</small>	地目	貸与を受ける者の 氏 名	貸与の予定期間	摘 要

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：都道府県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：都道府県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
  - ・法令に基づく場合
  - ・都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

- 備 考
- (1) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
  - (2) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。(※1)
  - (3) 土地の所在地には、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。(※2)

## 蜜蜂転飼成績報告書

年 月 日

秋田県知事

現住所  
電話番号<sup>※1</sup>  
氏名又は名称及び代表者氏名

許可を受けた転飼が終了しましたので、次により報告します。

### 記

転飼場所 <sup>※2</sup>	蜂群数	転飼期間	蜂蜜生産量	蜜ろう生産量
	〔うち日本 蜜蜂〕	(計画: 月 日から 月 日まで) 実績: 月 日から 月 日まで		
	〔うち日本 蜜蜂〕	(計画: 月 日から 月 日まで) 実績: 月 日から 月 日まで		
	〔うち日本 蜜蜂〕	(計画: 月 日から 月 日まで) 実績: 月 日から 月 日まで		

- 備考 (1) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。(※1)  
(2) 転飼場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度)を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。(※2)